



白石齋行

二

15
634
2



明 1 卷 45
號 634
2

白石遺稿卷之一

人名考

新井翁後守源若義著

中ねん人乃名漢字と申すは、
いづれも、
此方或は字は音と

聲色雄命とて、
いづれ又おね

或はふ字の割といふも、

大なる命とて、
いづれ又おね

或はふ字の割といふも、

吉備津彦の割といふ二字の音、
いづれ又おね

なるも、
いづれ又おね

其人の意の割といふも、
いづれ又おね

不比等と又申すも、
いづれ又おね

後社



と云ふは昭々たる事なり類に二入れば成り言ふ事なり成り
別やく事なり

古くはわが国に於ける事なり其の事なり其の事なり
其の事なり其の事なり其の事なり其の事なり

おのれ代りてに明天皇の御代に始り今に代りての事なり
その事なり其の事なり其の事なり其の事なり

此事は神皇正統記に思ふ

と云ふ事なり其の事なり其の事なり其の事なり
其の事なり其の事なり其の事なり其の事なり
其の事なり其の事なり其の事なり其の事なり
其の事なり其の事なり其の事なり其の事なり

西城二合の清く傲く二字を合して一字なり其一字並列を
其の事なり其の事なり其の事なり其の事なり

右に記す事なり其の事なり其の事なり其の事なり

昔ももやと云ふ事なり其の事なり其の事なり其の事なり
其の事なり其の事なり其の事なり其の事なり
其の事なり其の事なり其の事なり其の事なり
其の事なり其の事なり其の事なり其の事なり

洞院史相國の事なり其の事なり其の事なり其の事なり

らやあやけははた大身記の代りてなり其の事なり
其の事なり其の事なり其の事なり其の事なり

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

白石遺稿卷之二

新井篤信寺源若養著

木瓜考

木瓜

保名録臣作曰木瓜爾雅注云木瓜一名楸和名木瓜

實如小瓜也

多藏編林道春撰木瓜和名毛瓜云云臣計異楸

貝原篤信撰云曰木瓜一名楸

稻若水加賀曰木瓜今云云云云

舜水魯瑤大州の人曰木瓜水元云云云云

石岡又有長而頭尖者

右中納言家之説をいひて考ふに源順好臣の説ハ昂且其物
此木瓜をいひては云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々

んハ順物臣也云々右ハ楮子と云てもけと云く知れ
又今俗ハ木瓜と云くぬけと云くハ世人楮子と云て
ぬけといハそれと云くハ楮子といハ此ハ楮子と云て

もけと云くハ木瓜の二字其音と云くハ楮子と云くハ
後俗と云くハ楮子と云くハ木瓜の音と云くハ楮子と云くハ
字と云くハ楮子と云くハ木瓜の音と云くハ楮子と云くハ

醫家と云くハ楮子と云くハ木瓜又其音の音と云くハ楮子
と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子
と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子

と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子
と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子
と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子
と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子
と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子

楮子と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子
と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子
と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子
と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子
と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子
と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子
と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子
と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子
と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子
と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子と云くハ楮子

圖經本草曰木瓜狀如坐

まゝめ形の木の状也云々楮子と云くハ楮子と云くハ楮子
のハ木瓜の一種也云々楮子と云くハ楮子と云くハ楮子

春未開花深紅色

さくらんどの実をいへて和名の花はさくらんぼ
かきまー海棠くまきり

其實大者如瓜

さくらんぼの実は形かくちをもちて瓜の形に似て瓜
の如く是いへる大木瓜也

少者如奉

さくらんぼの実はさくらんぼの如く瓜の如く是
いへる小木瓜也

上黄ハ似着粉

さくらんぼの実は色黄く粉をまきし如く是
いへる

實成則紙花粘於上

さくらんぼの実は成ると紙の花が上に粘り
たりはるるに粘りたり

夜露日烘漸變於紅花色

さくらんぼの実は夜露の日烘ると紅く
なり

着蒂間別有重蒂如乳者

さくらんぼの實の間に別な重なる実がある
はるる

大觀木叶曰始實成則紙花薄其上夜露日暴

紙花字以長繩繫牛馬也其薄廣被也異木紙作

紙花寫耳 薄其上三字一木作粘於上亦通

木瓜の實のいへるはさくらんぼの如く瓜の如く是
いへる

名を考へしとていふこと

雷公袍灸論曰真木瓜皮薄色赤黄香而耳

酸不淡

其向程子の形を言味くこれと

其向程子頭尖一面方

本草綱目曰木瓜葉光而厚

其實如小瓜而有鼻

其向程子の葉つんこれとて言ふこと

鼻は瓜れをわらう

右決流の形を言味くこれと

右決流の形を言味くこれと

右決流の形を言味くこれと

右決流の形を言味くこれと

右決流の形を言味くこれと

右決流の形を言味くこれと

又

木瓜の別名

木瓜の別名

木瓜

木瓜

木瓜の別名

木瓜の別名

木瓜の別名

木瓜の別名

木瓜の別名

木瓜の別名

用く培きつ物しとまハ今りふりしりあふくけい
付し

榎植

倭名録ニ此物ヲ不載

多識編曰和名今按加羅保計異名木李

木梨變植瘡植

具原篤信曰榎植クハリニ 箱若水曰榎植ハスリ

右諸説と併々考く多識編ハカクわけと申すアテ然

篤信若水もカクわけと申すカクわけと云ハ

カクわけ

篤信若水もカクわけと云ハ今ハ俗ハカクわけ

カクわけと云ハ今世カクわけと云ハ二種所一

種ハ決のちカクわけハ榎植のちカクわけハ其實ハ

カクわけハ其味酸ク濃キカクわけハ本梨カクわけ

カクわけ

其實ハ種カクわけカクわけカクわけカクわけ

カクわけカクわけカクわけカクわけカクわけ

カクわけ

一種ハ又本カクわけ葉の形カクわけ梨カクわけ

カクわけカクわけカクわけカクわけカクわけ

其數カクわけカクわけカクわけカクわけカクわけ

カクわけカクわけカクわけカクわけカクわけ

カクわけカクわけ二種カクわけ篤信若水カクわけ

カクわけカクわけカクわけカクわけカクわけ

カクわけカクわけカクわけカクわけカクわけ

カクわけカクわけカクわけカクわけカクわけ

く似たるもの同室か草部日通雅ありて一菴羅果て
之のつらふ人誠く其名のきく下へ榎植菴羅果の註より
ほを圖經本草曰榎植但柴瓜大而黃也辨之惟在莖
間別有重蒂如乳者爲木瓜詳瓜ノ下ニ見エ在此則榎植也
重蒂のつらふ木瓜とて莖をきくと榎植とて是とて二の
物とてきくもさへ一はけおの木瓜の形より一一定あり
開寶本草曰菴羅果若林檎而極大一様をてんといふ大大明
一統志曰菴羅果俗名香

蓋

香といハ香のつらふ一様をてんといふおの殊く香一乃果中
此極大一様をてんといふおの種か西域又さあれ一様をてんといふおの
若くは人とい西域多
か種多し
榎植

倭名抄にけむとる載

多識編曰和名或云利半幾年一云今南南臺未留

幸マ、
○變云未留未留
是也

貝原篤信曰樟とて多識編にハせんといハる
諸説委にけむとる多識編にハせんといハる
めるともさへ一一定の説にけむとる是といハるけむと詳せざる
澄し篤信著水とてさあれとて心なりとて

アハせんハ沙果とてこのけむと詳せんゆゆとてハ
木瓜香のつらふ

又今世のてんといふものと指く榎植とて是とて多識編の記
とてはけむとるけむとるハさあれと
似たりとて本州綱目ニハ在記とてハ林檎佳義榎植

倭名鈔曰林檎本草云林檎與奈相似而小者也
多識編曰和名利年古字俗云利年古異名來
禽文林即果也
貝原篤信曰林檎

りんご

稻若水曰林檎りんご 舜水朱魯瑛曰花紅りんご

石中納言家の説を考へて我々の考へるりんごは
その今りんごに似たる

りんごは林檎二字に音をひく和名にハセリ
け例を和名をいへりては芭蕉とむせとてけをむ
と志をみとて同一例にりんごにりんご林檎二字
に音をひくはし

りんごはりんごに似たる林檎二字に音

かれりんごに似たるりんごにりんご其名もあつた
一わく木瓜とけしとけしとけしといふもえは
一わくあるしし舜水の所謂を和名に林檎といふも
是も其名のわくはりんごに似たるりんごに似たる
りんごのわくはりんごに似たるりんごに似たる
りんごのわくはりんごに似たるりんごに似たる
りんごのわくはりんごに似たるりんごに似たる
りんごのわくはりんごに似たるりんごに似たる
りんごのわくはりんごに似たるりんごに似たる
りんごのわくはりんごに似たるりんごに似たる
りんごのわくはりんごに似たるりんごに似たる

倭名抄にけしとけしのせり
多識編にけしとけしとけしのせり
とてせり

貝原篤信曰奈りんごに林檎りんご 稻若水曰りんご

奈拓きて其れを

文林果 ありしハ林檎此れ名れしハ草綱目啓雅
おちちと見へたまはしハ草綱目啓雅ハ林檎ハ林檎の
ゆしと志しハたまハ林檎ハ何れと

頻婆

ハ草綱目ハ奈の一名と頻婆ハ

又たまはしハ通雅ハ其説ハやまゆハ奈ハ何れと
別くつハ草綱目ハ洋ハ奈ハ

菴羅果通雅ハ林檎ハたまハ中ハたま

林檎のたまハ何れとたまハ何れと

是も似るがたまハ何れとたまハ何れと
下ハ草綱目ハ常ハ何れとたまハ何れと
何れとたまハ何れとたまハ何れと
是ハ草綱目ハ常ハ何れとたまハ何れと

たまハ何れとたまハ何れと
下ハ草綱目ハ常ハ何れとたまハ何れと
何れとたまハ何れとたまハ何れと
是ハ草綱目ハ常ハ何れとたまハ何れと

のからしむる事と云ふに下けぬらむと云ふ事ありて
あるにせむれ秘法にあり

天子は清浄にありて
ありては勿論にありて神武天皇は清浄にありて神
倭伊弉諾日古命と云ふに四支記等々に神日本磐余彦尊と
記す又天武天皇は神代清浄にありて神鳥御原天皇
と云ふに万葉集にありて神代清浄神武天皇と云ふ事ありて
ありては玉史にありて神代清浄にありて神代清浄の事
ありては又けぬらむと云ふに神代清浄にありて
天地開けありて人の代ありてはありてはありてはありて
昔借鏡の代にありてはありてはありてはありてはありて
ありてはありてはありてはありてはありてはありてはありて

神代清浄の事ありてはありてはありてはありてはありてはありて
神代清浄の事ありてはありてはありてはありてはありてはありて
神代清浄の事ありてはありてはありてはありてはありてはありて

神代清浄の事ありてはありてはありてはありてはありてはありて
神代清浄の事ありてはありてはありてはありてはありてはありて
神代清浄の事ありてはありてはありてはありてはありてはありて

神代清浄の事ありてはありてはありてはありてはありてはありて
神代清浄の事ありてはありてはありてはありてはありてはありて
神代清浄の事ありてはありてはありてはありてはありてはありて

神代清浄の事ありてはありてはありてはありてはありてはありて
神代清浄の事ありてはありてはありてはありてはありてはありて
神代清浄の事ありてはありてはありてはありてはありてはありて

いひおぼれしむらひのしるしに

或は彼等の字を假して我等の字にせしむる

たゞしにわがしるしに我等の字にせしむる

阿毎の字を假して我等の字にせしむる

て我等の字にせしむる

やむらひの字を假して我等の字にせしむる

阿毎の字を假して我等の字にせしむる

と我等の字にせしむる

せむらひの字を假して我等の字にせしむる

或は又我等の字を假して我等の字にせしむる

て我等の字にせしむる

きんぐに伊弉諾尊伊弉冉尊を

二字に彼等の字を假して我等の字にせしむる

別とて記せしむる

又よみかたを假して我等の字にせしむる

とて我等の字にせしむる

くわに神の字を假して我等の字にせしむる

と我等の字にせしむる

別と神の字を假して我等の字にせしむる

と我等の字にせしむる

又よみかたを假して我等の字にせしむる

とて我等の字にせしむる

よみかたを假して我等の字にせしむる

と我等の字にせしむる

よみかたを假して我等の字にせしむる

ケシ今モ殷ノ白跡ニ紂王ノ朝ヨリ 歌ハセ玉ヒシ地テ 其後周ノ代ニ至テ

朝歌ト云々侍ルナリ

晋ノ獻公ノ優其名ハ施トイヒシ者獻公ノ寵姫驪姫ニ通シテ

終ニ太子申生ヲ讒シ失ヒ参ラセシテ左氏傳國語ホノ書ニ

見ヘシハ優人ノ名ノ見ヘシハ優人ノ名ノ見ヘシ始メタルヘキ其ノ

子平余詳ノ楚ノ莊王ノトキ優子孟トイヒシ者有リ是ハイミ

シキ賢人ニテ常ニツカシキ夏ニヨリテ其君ヲ諫メ参ラセシテ

史記ノ中ニ見ヘタリ其後九十年詳ノ亦魯ノ君夾谷ト云

所ニテ齊ノ君ト會シ給ヒシトキ仲尼魯ノ相ノツマ堪ヒ玉

ヒシニ齊人宮中ノ樂ヲ奏シテ能優侏儒其前ニ戯シ舞

シガハ匹夫ニ齊人諸侯ノ熒惑シ参ラスルハ其眾誅ニアタラシリ

トテ仲尼司馬ニ請テ其侏儒ヲ斬ラシメ給ヒシトイフ

孔子家語ニ見ヘタリ亦孔子ノ樂記ニ見ヘシハ魏ノ文侯

ト申ヤシ君ノ古樂ヲ聽トキハタノ卧ニ夏ヲ恐レ鄭衛ノ

音ヲ聽トキハ倦テヲ知ラス古樂ノ彼カコトリ新樂ノ

此コトリナルハイカニヤト問玉ヒシニ古樂ヲキテ新樂ヲ

キクノ然ルイハレシ子夏ノ對シ詞ニ新樂ハ優侏儒子

女ヲ擾新ストイヒシ夏有リ獲トハ獼猴ナリ舞

戲ノトキニ其形獼猴ノコトリ男子婦人ヲ問雜

スルノ云ヨシ漢唐ノ注疏ニハ見ヘタリ

本朝ノ雜戲ヲ猿樂トイフテハカール謂シニヤ

ヤト人モ侍ルナリ

サテハ鄭衛ノ音トキコヘシハ其代ニ所謂新樂ニテ

即能優ノ夏ヲイフナルヘシ

孟子ニ見ヘシ齊ノ宣王ノ好シ玉ヒシ世俗ノ

樂トイフモ亦是ラノ夏ニツ有ヘキ

顔淵之邦ヲ治メシ夏ヲ問マイラセシニ鄭聲ヲ放テト

孔子ノ教ヘ玉ヒシモコレヲノ夏トコソ覺ユシ其後百八十五年カ後ハハシ
亦崇ホノ優旃トイヒシ者始皇二世ノ二代ニ仕ヘテヨクヲカシ
キ一ヲ云テシカモ道ニ適スルカ有リケリ崇七テ後漢ノ高
祖ニ仕ヘ參ラセキ亦彼二世皇帝ノ代ニ敵抵優旃ノ觀ヲ
ナシ給ヒシナト言夏同史記ニ見ユ

敵抵トハ我國ニイハユ相撲ノ夏ヲ申也

優旃トイフモ即俳優ノ一ニテ侍リ二世位ニ即セ玉ヒ
二年ヲタニ出スシテ趙高ニ殺セラレ玉ヒイクホトナク
崇モ七ヒシキカハ其後ハカハル敵ノ伎モキユヘス漢ノ武帝ノ
御代ノ末ニ至テ元封三年ノ夏ナリニセラ又初テ角抵魚龍曼
延ノ屬ヲ作ラル

角抵ハ即敵抵ナリ魚龍曼延ハ先庭上ニタワケシ
舞ヲ忽ニ殿前ニ水ヲ起シテ奠ト變シ龍ト化スルノ戲

ナリ曼延トハ變化ナリト注シ侍ル

其後又後漢ノ安帝ノ位ニ即セ玉ヒシ初延平三年ノ夏ナリ武帝ヨリ
詔有テ魚龍曼延ノ戲ヲ罷ラシシ永初三年ニ亦詔シテ戲ヲ
設テ樂ヲ作ルナカラシメラル其後又百二十四年ノ晋ノ武帝ノ咸寧
四年詔シテ奇伎ヲ獻スルヲ得ル夏ナカラシメラル其後二百八十八年
後ハハシ北齊ノ後主姓名ハ高ノ代ニ又魚龍山車ナトイフ戲
有リテコレヲ散樂トハ名付タリイクホトナクシテ後
主ハ後周ノ武帝ノタメニ七ヒ給ヒ武帝ノ御子宣帝ノ
代ヲツカセ給セ玉ヒシ初彼北齊ノ散樂ヲ徵サシケルニ
是モ鷙テ階ノ文帝ノタメニ七ヒ給ヒ文帝世ヲシロシメサ
シシ初メ開皇元年四月散樂ヲ故テ雜戲ヲ禁示シ給ヒキカク
其コロホヒ迄ハカノ孔氏ノ教ノマニ鄭衛ノ餘風ヲ
ハナチ玉ヒシ君ニ代ニ少ナカラ子ト太平ノ日久シクテ

時豊ニ民繁リ物盛リニナリヌシハ自ラ君臣侏_豫ノ
イトマカール戯遊ヲノミ事トシ玉ヒシ代ニモ絶スソレカ
中階ノ煬帝ト申セシ御夏ハ正シク御父文帝ノ御代ノ
始ノ放チ禁シ玉ヒシ夏ヲ知シメサレシ御夏ツカシ然ル
ニ自ラ位ニ即セ玉ヒシ初_漢鞮天下ニ有ラユル前代ノ樂家
ノ子第ヲ召シシカハ四方ノ最樂大ニ東京ニ集ル京北河南
ノ西郡ニ練テ其衣ヲ制衣セラレシニ錦練是カタメニ畫
人トキコヘシ自モ艷曲ヲ制衣ラセ玉ヒ白明達トイフ
樂王ニテ新声造ラシメ是ヲ音樂ニ播シ玉ヒ常ニ
宴遊ヲノミ夏トナサレシカハイクホトナク天下大ニ
ニメシ帝モツイニ賤臣ニ失ハレ玉ヒキコレラハ彼殷ノ
先王ノ倣ヲカセ玉ヒシ夏ヲ紂王ノ用ヒ給ハテ終ニモヒ

給ヒシ御事ニヨク似サセ玉ヒシ御夏也サレハ古ノ明王ノ
代ヲ太ル_ク遠クシテ世ノ俗日クニ衰ヘ奇伎淫声ノ
習人ノ心ニ入ル夏ノ深キカ故ニヤヨリケン是ヨリ後ノ代々
ニハカル夏ヲ禁シ止メラレシ夏モ聞エスサレハニヤ戲曲
ハ階ニ至テ盛ニナリタルナトハ申スナリ夫ヨリ後唐ノ代
ニハ傳奇トイヒ金ニ院本_戲ト云有リケリ元南北_{南ハ宋北ハ元}
遼_遼金_金ヲ申スヲ俛テ天下ノ一統シ玉ヒシ後此戲サカリニ成
シホトニ其世ノ大儒名士ナト聞エシ人モカノ金ノ院本
雜劇ニヨリテ新ニ作り出セル曲少ナカラスサレハ元人ノ古
越スソレシ夏ハ只此一ニシクハナシトテ凡曲ト名付テ今
モ世ニ傳フル処猶多シ

一説ニ階ニハ康衢戲トイヒ唐ニハ梨園樂トイヒ
宋ニ華林トイヒ元ニハ昇平樂ト云シナリカク世々ニ

其名ハ改リヌシハ其實ハ皆俳優ノ夏ニ有ナリ唯
世遠ク人セテ右ノ曲ハ傳ラヌ元ノ代ノ末金トキヲ
去ル夏猶近ケレト金人作レル西廂記ナト云雜劇ハ
心得スコト多キヨシ其代ノ人ノ申セシナリ傳奇ト
申ハ古ヘニ有リシ奇事ヲ詞曲ニ作リナシテウタヒ
舞フナリ我國ノ猿樂ノウタヒ物モカノ元曲ニ倣
シモノニテ侍ル也委ニ下ニ見エタリ今モ元曲
選元人百首ナトイフモノ我國ニモ傳リ侍ル

彼ノ隋唐ヨリ此カタカハ戯ノ日ニ盛ニナリシトモ所
謂上ニ好ク者有シハ下必甚キ者有カ故ニソ有ケル孟唐ノ
玄宗後唐ノ莊宗南唐ノ後主宋ノ徽宗金ノ章宗ナ
聞エ玉ヘシ君ハ自ラ音律ヲヨクシ口ニ召シテカハル夏ヲ
好マセ給フ夏モ深クマシクシハ是ラノ代ニハ高名ノ

伶宦モ多ク聞エ侍リ元朝ト申ハ其君北狄ヨリ起リ玉
ヒテ中國ヲ併セ給ヒシカ其代ニハ殊ニ淺間敷夏トモ多
カリシホトニ世ノ大儒名士ナト呼シシ人々ニ戯曲撰テ
自ラノオニモ代リ良家ノ子弟ナトイハル

人モ俳優ノ中ニ立交リテ其戲ヲナス風俗ニハ成タリ
シカ世ノ様代々ニ汗リスシト萬乗ノ君自ラカハル夏
ナシ玉ヒシハ宗幼ク坐セシヨ申傳ヘ侍リ五代史ノ伶
宦傳ヲ見ルニ莊宗幼ク坐セシヨリ俳優ヲコノシ玉ヒ又
音ヲ知リヨク曲ヲ度シ玉ヒシカハ今モ其風俗汾晋ノ
間ニ殘テ其人ヨク其声ヲウタヒ侍リ御製衣トイヘル
曲ハ皆其製ラセ給ヒシ処ナリ其優名ヲハ孝天下
トツ名乗セ玉イケル初晋王ト申セシ御トキヨリ終ニ
天下ノ君トナラセ玉ヒシニ至マテ常々自ラ俳優ト雜リ

夕ハムレ玉ヒ通人鑑ニハ自ラ希墨ヲ傳テ復ハシメ玉ヒト其ニ戲シテ劉夫人ヲ悦ハセト有リ天子ヲ

モ人ノ爲ニ舞シメラシ魏王繼茂ヲシテ纏頭ヲ求メシメ給ヒキ張兼業カタメニ舞ニ

至リ玉レシ初メ楊波女兒ト云シ者俳優ヲ以テ幸ヲ得テ衛列

刺史トナル其各ヲ李存儒ト召レシカ梁ノ爲ニ城襲ハシ

生捕レケレコフノ國々梁ノ地トナリテ軍儲ニカ一ツヲ失

ヒ給ヒヌ亦胡柙波ト云處ノ戰ニ殊ニ辱シ玉ヒシ周迎

ト云シ伶人梁ノタメニ生捕レケリ其後七ヒシ日ニ御

馬ノ前ニ參リケレハ悦ハヤ給フ莫限リナクタタクノ金

帛ヲ賜リシニ周迎カ死ナスシテ世ニ在シ莫ハ陳後諸德ヲト

申ス梁ノ伶官等ガカレヨレハナリ願ハニ列ヲ賜ヒテ是カ

思ニ報ヒハヤト申シケレハ郭崇韜ト申セシイシキ宰

相ノ諫メ止メ奏ラスルヲモ終ニ用ヒ給ハテ彼等二人ノ

者ヲ刻ノ史刺トハ成シテリ其後蜀滅シ時モカノ



嚴旭カモトヨク刻ノ刺史タリシヲ召シテ本ノマニ刺史ニ

成シテケリ斯テ諸ノ伶人等官校ニ出入シテ縉紳縉紳ハ

ト云ハシテ海リ弄ヒ群臣憤リ惡シシカトアヘテ乞毛ヲ出

ス莫タニナク或ハ亦ソレラニ付テ思倖ヲ冀フ人モアリ

カレラニ善ト思ハル者ハ自ラ身ヲモ起シ惡シト思ハル

者ハ忽ニ眾ヲ蒙リシホトニ四方ノ藩鎮貨賂交行シテ

天下ノ事日々ニ乱シ又ソレカ中ニ景進ト云レハ常ニ中ニ居テ

莫ヲ用ヒ其官録青光祿大夫檢校左散騎常侍兼

御史大夫上柱國ニ至リ史彦瓊ハ武德使トナリテ鄴

都ヲ守リ魏博六州ノ政ヲ掌リ郭門高ハ從馬直指

揮使トナリ親軍ヲ掌ル斯テ莊宗天下ヲ知シ召シ

シテ終ニ二年カ程ニテ乱シ其爲ニ失セ玉ヒ樂器ヲ斂

テ焚マイラセ御葬ノヲナシ亦帝ヲ弑シ采水ラセシ
從馬直指揮使郭從從鎌ノキコエシハ即郭門高ノ後ノ
名ニテ侍ルナリ莊宗伶宦ノ爲ニ弑セラレ玉ヒ樂器ヲ
歛テ焚泰ラセシ至ル一君コレヲ以テ始メコレヲ以テ終ルト
古人ノ申セシ夏思ヒ合セラレ侍リ又誠ニ後王ノ御戒トナサ
ルヘキ御夏ナル由ヲ載セ侍ル以上五代史
伶宦傳漢ノ司馬遷カ孔子
春秋ニ繼テ史記ト云者ヲ作りシヨリ此カタ伶宦ノ爲
ニ傳ヲ立ラシシ夏ハ唯五代史ノ中後唐ノ紀ヲ以テ始ト
ハ申シ傳ヘ侍ルナリ又優伶ヲ酷ク好シテ其人ヲ寵任
シ給ヒシ夏モ莊宗ノ御夏ノ世ニハ聞工侍シト夫ヨリ先ノ
世北齊ノ後主ノ御トキ歌舞ノ人鑑ニ富ニ貴カリシ者カ人
ニ及ヘリ其中曹朋達トシテ王ニ封シ安馬駒ト言シ
ヲ閑府ト成サシシ夏カハル事ノ始ニヤ有ヘケシ其後唐

高祖天下ヲ知シ召サシシ始武德七年安叱奴ト云々舞胡ヲ
騎侍即トナサレシニ禮部尚書李綱練メ奏ラセテ古ハ樂工
オト遠スル夏ナカリキ今天下新ニ定リ功臣モ未タ賞テ行ハセ
フ一周子カラス賢士モ猶革來ニ滯レリ然ルニ先舞胡ヲ擢
テ五品ノ官トナサレシ夏後世ニ規模トシ玉フ所ニ非スト申
シケルニ吾ステニ是ヲ授ク追ヘカラスト答ヘサセ給ヒシヲ
創業ノ君ノ御過ト申シ傳ヘ侍リ亦カノ北莊宗ト時ヲ同シ
クシ玉ヒシ蜀ノ王衍モ某樂工嚴旭ノ列史トハナサレキ夫ヨリ
後元ノ武宗ノ位ニ即セ給ヒシ初大德十一年伶宦沙的ト云
者ヲ平章改事宰相ノト成シシ夏モ侍ル侍即刺史ナトハ
職ニヤ猶サハ一ニテモ封シ閑府トナシ平章政事ニナサレシハ最寵
任ノ甚キ御夏ナルニ年カ莊宗ノ御夏ノ世ニハ聞ヘ侍ルラン又
樂工伶宦ヲ寵シ玉ヒシ代ニ其代ニアタリテ其禍ナカリシハ

唯唐ノ高祖元ノ武宗ノ二代ノミニヤ坐スヘキ夫モ玄宗ノ聲
色々溺シ玉ヒ國ヲ失ヒ給ヒシカノ高祖ノ謀ヲ貽シ玉フノ
ヨカラス御アヤマキニ因リトモ申シ武宗位ニ坐セシ古又
僅ニ四年カ中チ山クツレ水湧キ早シ蝗アリテ人残シ自ラモ
年ヲ享サセ玉フ一短カリキ其餘ハ皆ノ國モヒ給ハヌモ
ナシ獨リ莊宗ノミ身七七給ヒシニモ非サリキ夫ニ唯莊宗ノ
御更シノミ申シ傳ルハ此君ハタニ酷ク好マセ玉フノミ非ス自
ラ其更ラ爲シ給ヒシカハ其更ニ隨ヒシカハ其御泰ラスル伶宦ハ
自ラ貴クナリテ終ニソシカ禍ニ罹リテ矢ヤ玉ヒヌシハ獨此御
更シノ世ニ申シ傳ヘシナルヘシサシハ子貴ノイヒケシ人ハ下流ニ居ル
更ラ惡ク天下ノ惡皆歸ストハカル更ニラ有ルヘキ

本朝俳優ノイハキ早振神ノ代ニ天津彦火瓊
瓊杵尊ノ御爲ニ俳優トナリ給ヒシトアリハ其古又

人ノ代ヨリ猶先ニソ始リケル

火闌降命續鼻ヲ著テ楮ヲ掌ニケリ面ニヌリテ俳優ト
ナリ玉ヒノ又狗人トナリ玉ヒシカハ其苗裔諸ノ隼人
等今ニ吠ル狗ニ代リテ宮牆ヲ守ルナリトモ見ユ侍リ人
皇三十六代ノ朝廷皇極天皇四年ノ六月天智天皇其比中大
尺ト申セシカサ穰我臣入鹿ヲ討マ玉ヒシトキ中臣錄連即藤原
錄足
ノ謀ニテ獲我臣カキケル劍ヲ俳優ニ教ニ解キケルニ入
鹿笑テ其劍ヲ解シト云更ナリコレ皆日本書記ノ
中ニ見ユ之處ナリ是ヨリ後俳優ノ名見ル處ナシ
トイヘトモ四ニ代文武天皇ノ大寶元年ニ行レシ令マヲ
雅樂寮ノ下ニ雜樂有リ亦四十五代聖武天皇天平三
年七月雅樂生ノ員ヲ定メラシト云續日本紀ニ見ヘタリ
五十三代淳和天皇長十年ニ行ハレシ令義解ヲ按スル

ニ雅曲正舞ノ外ヲ雅樂トイフ由ヲ註セラレシカハ雅樂ト
云者ハ則日本書記ニ見ユシ俳優ノ是ソト覺ユル中納言
大江匡房郷ノ撰ハレシ江家次第ヲ見ルニ
此人ハ後冷泉後三條自河橋
鳥羽ノ五代ニ仕ヘシ人ナリ
相撲書ノ是左右各犬曲一ツヲ舞フ自餘ハ時ニヨリテ左ハ
必散牛還城散更ヲ舞フ大曲ニ至テハタタクハ種合ヲ奏ス
右ハ必ス歸徳狗犬吉子ヲ舞フ大曲ニ至テハタタクハ新馬藪ヲ
舞フ其狗犬散更ノ中三足高足輪鼓獨樂イ呪師儒
等ノ舞アリトイフヲ載ラハ其裏書ヲ見ルニ散更又
ハ雅樂ナリト註シ置キタリ

此更ハ某カ最秘藏ノ説ニテ有ナリ

此裏書ニヨリテ見ルトキハ源氏物語ニ見ヘシサルカハ散更又
乙女ノ卷ニサカウガマシクト有リ源氏物語ハ十六代
一條院ノ御トキニ作シル者也

宇治大納言物語江談抄古事談著聞集源平盛衰記ホニ見エ
シ雅樂トイフ者ナリサラハ江家次第ニ見ヘシ雅樂日本書記ニ見
エシ俳優ノコトキ其名ハ代々ニ替シルニ似タレト其實ハ皆同シ
クシテ後ノ世ニ雅樂ト云者ニコソ有ケレ藤原明衡朝臣ノ
撰シシ新雅樂記ト云物一卷有リトキコヘシ此人ハ一條六代
三條七代後一條八代後朱雀九代後冷泉十代五代ノ帝
ニ仕エシ人ニテ有リケリサレハ其世ニ玩ヒシ雅樂ト云古ヘヨリ
有リシトニ變レレハモアレハニヤ新雅樂トハ記サレケレ又江談
ニ雅樂ノ舞裝束ヲミカキシ始ハ後三條院七十一代延久二年
十月圓宗寺供養ノトキニ始ル由ヲ載ラレタリ
江談モ匡房郷ノ物語
リヲ記セル者ナリ
サラハ又古ヨリ有シ雅樂明衡朝臣ヲ見シ世ニ其古又一變又
シテ其後匡房郷ノ若カリシ時ニ其裝束ホハ摺殊ニ奢靡ニ
ナリタリナリ其後幾程ナクテ雅樂又一變シテ田樂トイフモノ

出來タリカノ一匡方郷ノ田樂記ヲ按スルニ朝野郡載ノ堀河院
七十三代 永元年ノ夏都ニテ大ニ田樂ノ一有リ中其起ル処ヲ
知ラス閭里ヲ初テ公卿ノ間ニ及フ高足一足腰鼓振鼓銅鼓
子編木殖女養女ノ類日夜ニ絶ル莫也

江家次第ヲ見ルニ散而支ノ中ニモ高足等ノ舞有
田樂ニモ亦高足一足ホノ舞ノ名有ハ猿樂變シテ
田樂トナリシト覺スル也又今モ有ハ田樂ト云者猿樂ニ
大ニ似テ少シク異十八者ナリ

殖女養女ナト云莫イカナル莫ニヤ思フニ殖女ハ田ヲ
殖ルカノ一ニテ養女トハ蠶ヲ養フカノ一ニヤコレヲノ一
皆田家ノ常ノ業ニシテ夫ヲノ業ヲ學ビ舞フ所
ナレハ田樂ト名付ケテ知レル人ニ尋ヌヘキ莫也

郁芳門院殊ニ感感ヲ催シ玉ヒ姑射ノ中此ノ觀最盛也

郁芳門院ハ白河ノ皇女ニテ賀茂ノ齊院ニテ上座似皇
后ナラ子ト門院ノ号ヲ奉ラセシ莫ノ始ナリ又此時ニ
仙洞ト申シマイラセシハ白河上皇ノ御事也

其後幾程ナクシテ帝カクレサセ給ヒシニ田樂御覽ノ處ヨリ
御葬送ノ車ヲ奉ラセシサレハカク田樂ノ盛ニ行ハレシ一
偏ニコト妖ト云ツヘキ由ヲ記サレタリ 其後凡十五代後醍
醐院元弘ノ比ホヒ此事又盛ニ行ハレシニ洛中ノ貴賤皆是
ヲモテ遊フ鎌倉ノ高時入道此莫ヲ聞傳ヘテ新座本坐ノ
田樂ヲヨヒ下シテ日夜ニコレヲ弄ヒ自ラモ此戲シヲナセシニ幾
ホトナクシテ北條家感ヒ天下乱レテ終ニ南北ニ分シ又北
朝九十七代光明院ノ御トキ貞和五年ノ頃元弘ヲ去リ莫僅此事亦
盛ニ洛中ニ行ハシ將軍尊氏殊ニコノマセ玉ヒキ舍弟直義朝
臣コレヲ諫メラシシカト用ヒ給ハス此年六月十日祇園ノ執

行直ト云者四條ノ橋渡サシ料ニ勸進ノ爲トテ新坐本ノ田
樂ヲ合セ老若ヲ別チテ能クテハフ催ス公家ニハ撰録
大臣武家ニハ將軍ヲ始トシテ貴賤僧俗四條河原ニ棧敷
ヲ打テコレヲ見ル能ク拍子カ玉等ノ曲終リテ後新座ノ
樂屋ヨリ猿樂ヲ出シタリ允ヲ見ル人興ハフ催セシニ二百四十
九間ノ棧敷忽ニ傾キ立テ盡ク地ニ倒シ疵ヲ蒙リ命ヲ
フトセシ者數ヲ知ラス 此夏太平記ニ詳ナリ此説ニヨルトハ田樂ノ
中又猿樂トイフ者有リシナリ
幾ホトナクシテ尊氏直義兄弟間快ヨカラス北朝モ亦亂シ
其後タタクノ年ヲ經テ鹿苑院ノ公方義満ノ御子普濟院ノ
猿樂ヤ一世ニ聞ユテ嘉吉元年六月二十四日義満ノ御子普濟院
ノ公方茂教猿樂御覽有ヘキニテ赤木左大夫滿祐カ爲ニ弑セラ
シ玉イキ其御子慈照院殿即茂政ノ御夏
東山殿ト申シキ此夏ヲ好マセ給ヒシニ觀
世音阿彌其子同人三郎是ラハ其夏ノ堪能ナリシカハ公方ノ
御覽大カタナラス

此頃ステニ四座ノ猿樂有リ又武峯様ノ龍ト云ア
リテ鎧腹卷馬鎧ナト用ヒシト云フアリイカナルイ
ニヤ有ケン詳ナラス

カリシ後ハ猿樂ハ日々ニ盛ニナリテ田樂ハヲノウカラ弄フ人モ
聞ヘス寛正五年三月北山ノ僧善成法印トイヒシ者鞍馬寺
再興スヘキ勸進ノ爲ニ觀世カ父子シテ三音ノ猿樂ヲ催ス
公方モ御覽有ルヘキニテ礼河原ニ御棧敷ヲ構ヒラル細川
右京大夫勝元鼻山左衛門督及長斯波右兵土督義廉
等ノ管領家其夏徑營ス御歸路ノ度コトニ彼三管領
ノ家ニ入ラセ玉ヒ猿樂等ヲ召テ纏頭ノ夏有リキ是世ニ
所謂勸進猿樂ノ始ナリ 纏頭ト即素袍ヲ申ノ
夏ヲ云ナルコト此後僅ニ今年ヲ隔テ
公方ノ御養君今出川殿茂政ノ御弟大納言茂親卿
大智院殿ト申シテ御夏ナリ御父子間不快ノ

ノ夏出来テ天下終ニ乱ル世ニ所謂應仁ノ乱是ナリカカリシ
後ハ六中四列カ中乱レス國郡モナリ戰メ月日モナカリシカ治シ
ル世ノ如クニ猿樂田樂ナト云フノ遊具ヲ催スヘキ暇モナリ
テ百余年カ程ヲ經シニ豊臣太閤天下ノ一知シ召シシ後
文録元年ノ春ノ頃ヨリ朝鮮ヲ伐ルヘシト自ラモ玆此示御
陳ヲ召サシ明シハ二年ノ正月山城國八幡ノ住人暮松新九郎ト
申ヤシ猿樂御陳ニ参リ向ヒシニイテサラハ猿樂シテ兵共カ
ツカシヲ慰シトテ暮ホクニ其夏ヲ學ヒ結ヒ大閤自舞モテ
矣多陳ノ兵ヲシテ見セシメラシ聽テ今春八郎觀世左近等ヲ
召下サシ同ク四月九日彼ホ二人ニ猿樂サセテ御覽セラシ此年五月明日南カ大明日本云
本知淺ノ一有ルヘシトテ彼國ノ人筑紫ノ御陣ニ参ヤシニ
觀世ニ 春ヲシテ猿カクヲ奏セシメラル知淺本カ大明日本云ステニ調リヌ
トテ其秋大坂ニ歸ラヤ玉ヒ九月十八日今春ニ猿樂サセ自ラモ

舞モヒテ公家武家ノ人々ニ見セシメラシ同ク三年ノ春由己法
橋トイヒシ者橋ナリニ仰セテ作ラシシ吉野花見高野参詣明
智柴田北條ナトキコエシ新曲ヲ今春ニ仰テ音ニ播サセ自ラ
モ是ヲ學ヒ玉ヒ三月十五日其曲ヲミツカラ奏シ玉ヒ政所ヲ始メ
参ラセ寵受愛ノ女房タチニ見セ玉ヒキ我朝ニ此戲シ出來リシ
ヨリ此カタ身既ニ將相ノ位ニ昇リ玉ヒシ人カハ伎ミツカラ爲シ
玉ヒシ夏終ニ其例ヲキカス哀シ此慶ハ老タルヒシ玉フモノナリト
内ハハサシ申ス人氏有シカト斯世ノ夏シロシメス御一ノ自ラモ
ナシ玉フ天下ノ大名ホニ課テ猿樂カ配當米ナト云沙汰シ玉ヒシ
カハ又イカニモシテ殿下ノ御感ニアツカラハヤナト思ヒシ大名御
家人ホノ申ニハ此夏學ヒテ舞ヒタワムル人モ有シホトニ猿樂
ハ古ヘヨリ盛ニナリユ申テ田樂ハ僅ニ南都ノ辺ニコリテ年
毎三度春日ノ神コト從ラ夏ニハナリタルナリ

今爰テ諸社ノ神輿ノワタリ玉フ御先ニ綾葺笠ニ
金襴ノ衣袴著テ編木牛ニシ腰鼓腰ニシテ渡ルハ
實ノ田樂法師ニアラス只其粧キリマアリナハル者ナリ

謹テ按スルニ我國ノ俳優ハ神代ヨリ其名キコヘ侍リ雅言ハ是ヲ
俳優トモ雅楽トモイヒ俗諺ニハコシテ散マ又ハ猿サ樂トモトモ言ヒ
ナレハ世ノ末ニ及テ猿樂一變シテ田樂トナリ二度變シテ其
科ニツツカレ近ヨリ能トイヒ狂言ト云ナリ源平盛衰記ノ中ニ猿樂ト
申スハワカシキ又ヲ云ヒツツケテ人ヲ笑セ侍ルキリマリカシト云又ナリ
宇治大納言物語ニ見エシ職マ家綱行綱兄弟内侍処御神
樂ノ夜ニ猿樂仕リシ又ヲ見ルニ其又スナハチ源平盛衰記ニ
見ヘシコトクニ其トキニソシテワカシキ又ヲ言ヒツツケテ人
ヲ笑ハシ侍リシ又ナリ日本書記ノ中ニ見エシ俳優モ亦是
ラノ類ニテ

續鼻禪著ニアカキ緒ヲ當半面ニヌリテ俳優トナルトモ
見ユ又入鹿人臣笑テ劔ヲ解シト有シハ皆是ヲカシキ
形ヲモシツカシキ又ヲモイヒテ人ヲ笑ハセシ也

異朝ノ昔俳優トイヒシ者多クハカリテ有リケリ今モ猿
樂ノトキニ狂言トテワカシキ又ヲイヒテ人ヲ笑ハシ
侍ル者又ハ猶其事ノ餘凡ニテ有ナリ

室所殿ノ頃ホヒニ狂言トイヒシ者ハ其様ニ古ヨリ
有リシ狂言ヲ成セシハ非ズ其トキニ臨テ珍ラカニワカ
シテ作り出セシナリ髪結ヲ又ヲ鎌ヒシ狂言其
頃ノ鎌倉殿ノ御又ニテ人ノ譽言ル又ヲ悦テ物打
クルハ狂言ハ其頃ノ公方ノ御事也詞ヲサカシニテ
言フハ其頃ノ東國ノ俗ニテ有シテ其習ハシノ都ニ移
リテヨキ人モモノ興シ玉ヒシトナリ其頃ハカタ其君

ヲ正シ衆ヲスヘキ夏ヲ狂言ニ取ナシテ諫メ參ラフ
ヤシナリ末ノ世ニハ有カタキ夏ナリト其カ師ニテ
候ヒシ者ハ申シキ

又江家次第ヲ見ルニ散夏ノ中ニ足高足輪鼓獨樂尺仰傳
ホノ舞有リト見ヘシハ昔ヨリ受傳エシ處ノ舞曲有リシナリ今
并ニ續日本記等ニ見ヘシ唯樂トイユル者是ラノ夏ニワアル
ヘキ一度夏シテ田樂ト云者出來タリシヨリ猿樂田樂相並テ
世ニ行ハレシニ鎌倉ノ代ノ末室町殿ノ御代ノ始ニ常リテ傳奇
雜劇ナトイフテ元朝ニ盛ニ行シキ其代ニハ我國ノ人モ彼國ニ行キ
彼國人モ我國へ來リ彼是行キカヨイシカハ彼國ニスル雜劇ヲ
我國ノ人ノ見モシ又ハ聞モ傳エシヲ田樂猿樂ヲ業トセシ輩ヤカラ
彼國ノ傳奇ナトイフテニ倣テ古ニ有シ夏ノ悦ヘク悲ヘク哀ヘク
樂ヘク驚ヘク夏ナトシテ歌ヒモシ詞ニモ作りナシテ歌ヒ舞ヒケル也

是古ノ雅樂散夏ノ餘風ニテ其夏ハ又一變シテ元朝ノ傳
奇雜劇ノ体ニ倣ヒシ者ナリ室町殿ノ御代ノ盛リナル頃ホヒ
其代ノ公方ノ好マセ給ヒシニヨリテオノツカラ猿樂ノ中ニ其藝ニ
堪能ナル者共多ク集リセノ人ニ是ヲモテ興シケル程ニ田樂ハ日々ニ
衰ヘテカタバカリセニハ残レルナリ

異朝ノ傳奇ト云夏ハ古ニ有シ奇事ヲ興有様ニ詞ニ作り
ナシテ歌ヒ舞ヒシ者也其戲シヲナス者ニ未淨且ナト云者ニテ
カシコニテハ塲ニ上ル始ニ必ス詩ヲ唱フ夏ニテハ舞臺ニ出ル始ニ
次第ナト云夏ヲウタフ彼ノ宿白ト云者ハ夏ニテ詞ト云者似テ
カシコニテ詞曲トイフ者ハコニテハサシクセナト云テニ似リスヘテ一部
ノ猿樂彼ノ雜劇ニ異ナラスレカ中彼國ノ俳優ハ皆頭髮
髭此髭鬚等ヲ剃リ除キシ者共ナリコレハ男トナリ女トナリ僧トナ
ニ便有ニカタメナリ我國ノ田樂法師ト云者モ亦此ノ如クナレハ

彼國ノ雜劇ニ倣ヒシハ先田樂ニ始マレハナルヘシ田樂ノ歌ヒ物共
皆々猿樂ノウタヒ物ノ如クニ古ニ有シ夏ヲ詞ニ述シテ彼國ノ傳奇ノ如
古キ人ノ申セシハ今ノ猿樂トイフ物ハ義滿將軍ノ頃ホ
ヒニ始シル由ヲ申スシ其代々伊賀國ノ住人股部某ト云
者有リ公方家ニ仕ヘ奉ラセシ夏ヲフカリ願ヒ思ヒシカ
ハ年頃和瀬ノ觀音ヘ奉リテ其夏ヲ祈リ申ケリ或
トキ公家ニ近ク召仕ハシシ若侍聊ノ宿願有リテ
初瀬ニ奉養セシニカノ伊賀ノ國ノ人モ多ク合ケリ
夜フクル倦ニイタク疲レテウチモ寢スヘク覺エシカ
ハ己シカ國ニテ弄ブ猿樂ノウタヒ物ヲウタフ彼ノ公方ニ
召仕ハル、若侍コレヲ聞ニ目覺ル心地シケレハ近ク居ヨリテ
カノウタヒ物ヲ聞居テサレニモイヅクノ人ノ如何尤宿願ノ
有リテ爰ニハ籠リ玉フラント問シニ初ハイハサリシカト

後ニ己シカ年頃ノ本意ヲ語リツケタリケリ斯ニ
夜モ明ケヌレハ彼若侍ハ都ニカエリ上リ伊賀ノ人ハ古
郷ニ歸ヘル彼若侍公方ニ奉リシニ如何ニヤ物語ノ
折カラ珍ラシキ夏ヤ有ケント仰ラレシカハ道スカラ
ノヨリ始テ彼寺ノナト有シト申セシツイテニ彼ノ伊賀ノ
人ノ夏ヲ御物語申セシニ公方彼シカ年頃ノ志哀ニヤ聞シ
召サレケニ彼者ヲ召仕ルヘキ也疾召セト有シカハ聽テ奉
リ上ル其代ニ始テ出來シ童坊ト云者ニナシ其名ヲ觀阿弥ト
召シ夫カ子ヲハ世阿弥ト召シテカノ猿樂ヲウタヒ舞セ
テ以テ舞シサセ玉ヒシニワシカ子ノ舅ニ竹田禪竹ト云
者有リ猿樂ノ一ニ堪能ナルニモ非ス頗ルハ學有シ
者也シカハ多クノ新曲ヲ作ル東山ノ公方ノ時ニ當リテ
世阿弥カ子ヲハ音阿弥ト申シ其子ヲハ又三郎ト云是

等カ父子其藝ニモ勝レ且ハ公方ノ御覽モ殊ニヨカリシ
音阿弥カ代ニ當テハ其家ヲ觀世ト号シテケルカクイフ
夏ハ始メ彼レカ父祖年頃ノ本意ノコトクハ公方ニ召仕
ハシシテ倚ニカノ觀音ノ大悲カニヨレル処ナリトノ儀大
ヘシ斯世カ度流保生ト名ノリ竹田カ家ハ今春ト名
ノリテ夫レカ分レテ今剛ト申ス是四坐ノ猿樂
ノ始メ大ヘシ東山殿ノ屯ニ既ニ四坐ノ猿樂兼有リキ初禪行カ作りシ新
曲ノ外其代ニキコヘシ歌人ノ作レル処モ少ナカラス
高砂兼平ナト云曲ハ東福寺ノ書記正徹カ作レル
處ニテ山姥江口ナトイフハハ此紫野ニヨルセシ一休和尚
ノ作ラシク知ナリト申ス也其中ニ江口イフノ歌ヒモノヲ
作ラシク夏ハ音阿弥カ子又三郎カ年頃相ナレシ頃
城ノ其名ハ江口トテカ死シケルヲ深ク歎キテ和尚ヲ

頼ミ奉ラセ佛夏追善シテ其跡ヲ訪シニイヤク
イカナル讀經佛夏セヨリモ彼レカ舞歌音樂ニヒ
カレハ佛果菩提ヲ得ル夏モコワヒカレハ佛有ヘケシ
トテヤカテ此曲ヲ作テウタヒシナリ和尚ノ自ラ書セ
玉ヒシ仲宗杲ハ今モ世ニ傳レハ斯イヒ傳ル処空シカラス
トヤ申サレマシ又一説ニ彼ノ伊賀ノ人年々ケル迄
子ナキヲ歎キテ初瀬ノ觀音ノ祈リ申シテ設ケシ
子ヲ童ノトキニ初瀬ノ寺ニ参リテセシカ後ニ公方カニ
召仕ハシシトモ申スナリ

翰林廿胡甚蘆集ト云物ニハ此書ハ百四代後土御門院ノ明徳ノ三十四代ノ帝
頃宣竹ト云僧ノ作レナリ
推古天皇ノ御時豊聰太子聖徳ノ御夏作り結ヒシ処ナリト記シ
置シカト其夏國史ノ中ニモ見エス一匡房御ノ記ヤシ所其外
宇治大納言物語源平盛衰記ホノ中ニ見エシ処ニ異ニシテ其

徴トスヘキ處ナケシハ信シカタシ其餘古キ抄物等ニ見ユシカ有
シト最トルニ足ラフス

サ胡芦集ホニ見エシハ大優者ノ役ト申スハ推古天皇ノ御トキ
ニ攝政シ給ヒシ豊聰太子六十六番ノ曲ヲ作りテ秦河二命シ
給ヒ橋ノ内裏ノ紫宸殿ノ前ニテ其役ヲサシメ玉ヒシカハ四海
波穩々萬民ヤスク樂ム太子神樂ノ神ノ字ヲ折テ是ヲ申
樂ト名付ラハ六十二代村上天皇ノ御トキ太子ノ記シ給ヒシ申
樂延年記ヲ見給ヒ君年臣ニ告テノタマハク上ハ諸神ヲ敬ヒ
下ハ萬民ヲヤスクスルヲ申樂ニ過タムハヤシトテ河勝カ後崇
ノ氏安ニ仰セテ重テ此役ヲ負シ玉ヒヌ氏安カ妹ノ夫ニ記ノ
何某トイフ者有リ彼ホ二人日々ニ大内ノ殿前ニシテコレヲ舞ヒシ
ニ六十六番ハ更シケクシテ一日ニ終リカタトテ三十三番ニサ
シタリ所詔編續公初代ノ積一翁父ノ亟是シ氏安カ二十九世ノ

後ヲ今春ト云是大和國圓滿井ノ座ヲ云太子ミツカラ作り
玉ヒシ鬼面ハ此坐ニ有リ大和國ニ四坐有リ所謂外山結崎坂
戸圓滿井コレヲ春日ノ神宮ニ從フ江列三坐有リ所謂山階下
坂比叡コレテ日吉ノ神事ニ從フ河内ニ新坐有リ丹波ニ本坐
アリ攝津ニ法成寺有リ此三坐ハ加茂住吉ノ神宮ニ從フ從伊
勢國ニ和屋勝田主同有リコノ三坐ハ大神宮ノ神宮ニ從エリト
記シヌ按スルニ此説ハ猿樂ト云文字ヲ嫌ヒ且ハ又今春カ坐ヲ
其餘ニ勝レシ由ヲ記セルナリ又大夫ト云字ヲ大優トハ改メ
シルシタリ古キ物ニ申樂ト記シタル物モ見エヌ又大夫トイフ
稱ハ近キ世ノ習ハシ何莫ニモ有シ其長タム者ヲ稱スル言葉
也伊勢ノ御師ヲモ大夫トイフ舞ノ猿樂共ニ大夫ノ稱有リノ
類シ○古キ庭訓抄トイフ物ニ四坐ノ猿樂ト云一ノ始ハイワシ
ノ御代ニカ有ケン宮女ミツカラノ娘らリ有テ四ツ猿ヲ生リツテラフ

後二面白ク舞フ今ノ四座ノ者ノ祖ハ其猿共ノ子ナリサレハ
猿樂トハ名付シヨシ見エシ

漢直垂

漢直垂ハ申洋ナクモ右等洋目ノ南朝正平七年此又
シ河ノのありしものもひりや軍兵考記せり
又或後漢直垂余りも昇夜のものかひも
新清直垂ハ申ししものも漢直垂ハ申ししものも
海州ハ申ししものも漢直垂ハ申ししものも
又ししや軍兵考記ししものも漢直垂ハ申ししものも
直垂ハ申ししものも漢直垂ハ申ししものも
惟久画しし後平年軍兵考記ししものも漢直垂ハ申ししものも
干と名せし如くししものも漢直垂ハ申ししものも
しし平家と名せしものも漢直垂ハ申ししものも
ししと名せしものも漢直垂ハ申ししものも
其外下しし水干のししものも漢直垂ハ申ししものも

15

日有月
月有日

新
同用

開
新

近

右

後人より及く大化代初と云くは每代田と云くは
 一畝積七十二歩為十代百五十歩
 為二十代或百十六歩為十代百五十歩
 右此量皆十代と云く積りて法あり一代は
 思ふに物たる古より書き或は田一畝
 田二百七十歩と云く積りて法あり一代は
 思ふに物たる古より書き或は田一畝
 一代の數は此の如き也
 古人の計畝毎畝
 畝今一代は此の如き也
 今より九田長サ六十歩積サ十二歩と為一畝
 為十

計例あり

九田長サ六十歩積サ六十歩為一代と云くは
 田と量るる一代と云くは世にありて歩
 九田長サ六十歩積サ六十歩為一代と云くは
 後世の令に對し

右二條如何又

九田長サ六十歩積サ六十歩為一代と云くは
 九田長サ六十歩積サ六十歩為一代と云くは
 九田長サ六十歩積サ六十歩為一代と云くは
 九田長サ六十歩積サ六十歩為一代と云くは

右如何

由父より傳へし法あり其の如し
 今より九田長サ六十歩積サ六十歩為一代と云くは

又天寸のり

此乃之同平法所出并例其今之古一矣

古書少中何人之同字
今之字之同字之同字之同字之同字

癸巳二月廿六日

起請文證

本朝所謂起謂蓋明書也按日本紀誓約二字讀作字計此三後世所謂起謂其字又讀作字計多都流以音唯言則曰誓約俗言則曰起請其儀相同天德之比前中書王有山亭起請載在本朝文粹及朝野群載其文非後也所謂起請即自誓言遯世之辭也同時又有叡岳僧良源之起請

源康保三年補天台座主滅後勅蓋慈惠

世謂之勸請起請著聞集云有阿闍梨賀綠者與天台座主慈惠不相善妄稱惠以為濫行肉食之僧惠為之作起請以披露三塔菩薩戒記云勸請起請所悉載清佛菩薩壇諸天善神之名也下部兼好云勸請起請自慈惠始蓋後世稱盟書謂起請文權輿于此然而貞永式目起請裏書載白河鳥羽之時既有起請文未知孰足大治中有太宰府安樂寺僧為起請以藏于此野神廟其詞載在東鑑蓋昭告其祖神而益氏族為僧之鑑戒也高倉帝在幸于嚴島之時相國平清盛衰記及平家物語東鑑亦載源賴朝疑其弟範賴義經等共異心二弟各上起請矣以靡他但義經所陳不可得而考範賴盟書乃後請文之體貞永中鎌倉幕僚相與盟其貞永式目條未近也

つゝつゝ

いそいそ信馬曲凡俗なるもの皆是我朝正郡の凡
曲なりけり

神樂ハ周代の頌のいそいそ信馬曲凡俗ハ周代の十
六國凡のいそいそや

二十代の帝推古天皇は天武天皇に
百所の人味麻子の我朝なるもの
はく其のいそいそ曲なるもの
少年と集く是と習くはる是は邦の曲なり
いそいそ曲なるものいそいそや

十代隋の煬帝天業八年このいそいそは
先代に新羅の曲なるものいそいそ
いそいそ知曲のいそいそは

十代平二代天武天皇は信代に知くはるは
今とていそいそ難曲のいそいそ曲なるもの

干支のいそいそ文のいそいそ曲なるもの
いそいそ曲なるものいそいそ曲なるもの

其後平二代新羅のいそいそ曲なるもの
いそいそ曲なるものいそいそ曲なるもの

周代の曲なるものいそいそ曲なるもの
いそいそ曲なるものいそいそ曲なるもの
隋曲のいそいそ曲なるものいそいそ曲なるもの

史の分と、つゝ百篇の雅頌の、
二南の、
宗廟の樂、
其代の、
高祖、
漢書ニ見エ

高祖禁尺之聲ヲ用ヒ給ヒヨシ漢書ニ見エ

是れ、
魏晉南北、
礼樂と制、
例の、
ら

謹對第四條

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、
二十一、
二十二、
二十三、
二十四、
二十五、
二十六、
二十七、
二十八、
二十九、
三十、
三十一、
三十二、
三十三、
三十四、
三十五、
三十六、
三十七、
三十八、
三十九、
四十、
四十一、
四十二、
四十三、
四十四、
四十五、
四十六、
四十七、
四十八、
四十九、
五十、
五十一、
五十二、
五十三、
五十四、
五十五、
五十六、
五十七、
五十八、
五十九、
六十、
六十一、
六十二、
六十三、
六十四、
六十五、
六十六、
六十七、
六十八、
六十九、
七十、
七十一、
七十二、
七十三、
七十四、
七十五、
七十六、
七十七、
七十八、
七十九、
八十、
八十一、
八十二、
八十三、
八十四、
八十五、
八十六、
八十七、
八十八、
八十九、
九十、
九十一、
九十二、
九十三、
九十四、
九十五、
九十六、
九十七、
九十八、
九十九、
百

教坊とを常々録と云れりしは、
坊とを常々録と云れりしは、
申すと司らるる。

中朝の令と梅まき、
玉尊比師とせしむるは、
飛書と飛書客の録せしむるは、

又梅まきと中朝の制、
治初有れり云々と、
友初と月と、
そのうち梅まきと、

又梅まきと冷人との説

ふと梅まきと冷人の事、
又梅まきと冷人の事、
冷人との事、
梅まきとの事、

是第一説しけ説の事、
梅まきとの事、

又梅まきとの事、
此處より梅まきとの事、

曹源の事、
梅まきとの事、

又梅まきとの事、
梅まきとの事、
梅まきとの事、

白石遺稿卷之四終

